

# 事業所ごみについて

## 事業者のみなさんへ

守口市では、更なるごみの減量・リサイクルを目指し、平成19年度より一般家庭ごみを対象に、プラスチック製容器包装の分別収集・粗大ごみの有料化を実施致しました。市民の皆様のご協力の結果、分別収集・資源化が推進され、循環型社会の実現にまた一步近づいたところです。

事業所ごみは、守口市のごみ搬入量の実に**約4割**を占めています。ごみ焼却量の推移を見ると家庭ごみが減少しているのに対し、事業所ごみはほぼ横ばい状態で推移しています。また、ごみの中身を調査すると事業所ごみは家庭ごみに比べ、**古紙類などリサイクルできるものが多量に含まれています**。

今一度、事業者の皆様には、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進と適正処理に取り組んでいただきますようご協力お願い致します。

## 事業所ごみとは？

事業所ごみは、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分かれます。

事業所ごみ  
廃棄物

**一般廃棄物**

産業廃棄物以外の廃棄物

**産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた廃棄物

※この他爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物は、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類されます。

## 事業者の責務

廃棄物処理法第3条  
守口市廃棄物に関する条例第4条

### ●排出者責任

事業者には、**事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければなりません。

### ●減量への取り組み

再生利用を図るなど、廃棄物の**減量**に取り組まなければなりません。

### ●適正な処理への取り組み

製造、加工、販売などに伴って発生した製品などが廃棄物となった場合に、適正な処理ができるような製品開発を行うなど、適正な処理が困難にならないような措置を講じなければなりません。

### ●国・市への協力

廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に**協力**しなければなりません。

※事業者には、営利を目的として事業を営む者だけでなく、公共公益事業等を営む者も含まれます。